（併給の調整による支給停止の解除の申請等）

第五十条　廃止前農林共済法第二十三条の二第三項の規定により年金である給付の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

五　加給年金額の対象者が廃止前農林共済法第三十八条の二第二項に規定する年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該年金の名称、その支給を行う者の名称、当該年金の支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びにその者の個人番号又は基礎年金番号

2　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～九　（略）

3～5　（略）

第五十一条　廃止前農林共済法第二十三条の三第一項の規定により退職共済年金の一部の支給の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～六　（略）

3　廃止前農林共済法第二十三条の三第四項の規定により遺族共済年金の一部の支給の停止の解除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二～五　（略）

（厚生労働大臣による受給権者の確認等）

第五十一条の二　（略）

2　厚生労働大臣は、前項の機構保存本人確認情報の提供を受けるため、厚生労働大臣が必要と認める場合は、受給権者に対し、当該受給権者に係る個人番号の報告を求めることができる。

3～5　（略）

（併給の調整による支給停止の解除の申請等）

第五十条　廃止前農林共済法第二十三条の二第三項の規定により年金である給付の停止の解除を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二～四　（略）

五　加給年金額の対象者が廃止前農林共済法第三十八条の二第二項に規定する年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該年金の名称、その支給を行う者の名称、当該年金の支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号並びにその者の基礎年金番号

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～九　（略）

3～5　（略）

第五十一条　廃止前農林共済法第二十三条の三第一項の規定により退職共済年金の一部の支給の停止の解除を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二～四　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～六　（略）

3　廃止前農林共済法第二十三条の三第四項の規定により遺族共済年金の一部の支給の停止の解除を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二～五　（略）

（厚生労働大臣による受給権者の確認等）

第五十一条の二　（略）

2　厚生労働大臣は、前項の機構保存本人確認情報の提供を受けるため、厚生労働大臣が必要と認める場合は、受給権者に対し、当該受給権者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の報告を求めることができる。

3～5　（略）